

## 災害時の対応について

自然災害等の発生により警報や避難勧告等が発令されている場合及び公共交通機関の大規模な事故等により会場へのアクセスが困難となっている場合の研修運営は下記のとおりです。

なお、研修実施の有無についてはどの場合でも本会ホームページ及びツイッターにて案内しますのでご確認ください。また電話による問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

滋賀県保育協議会

### 記

#### 1. 実施の判断基準

- (1) 滋賀県内（一部の区域含む）で「特別警報・暴風警報・暴風雪警報」が発令された場合、以下の通り判断いたします。
  - ①午前5時30分に発令されている場合、研修を中止します（解除後も変更なし）。
  - ②研修中に発令された場合は発令時点で研修を中止します。
  - ③前日に発令された場合は、気象情報や交通機関等の状況を見て判断いたします。
- (2) 滋賀県内で感染症が流行している場合は、滋賀県の対応に応じて判断いたします。
- (3) 地震等の災害発生時は交通機関等の被害状況に応じて判断いたします。  
また、滋賀県災害対応マニュアルを参考にします。
- (4) 研修の中止に伴う振替は、講師、会場(大学)と調整の上、改めて日程を設定し、実施します。

#### 2. 緊急連絡の方法について

「本会」ホームページ及びツイッター上に『開催中止』等の情報を掲載します。

※ 研修参加予定の職員への速やかな連絡ならびに情報確認の周知にご配慮ください。

以上